

○ 中小企業等協同組合法施行規程（平成二十年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）

改正案	現行
<p>（銀行等共済募集制限先に該当しない法人）</p> <p>第一条 中小企業等協同組合法施行規則（以下「規則」という。）第十五条第三項第一号イに規定する事業所管大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>2 規則第十五条第三項第一号イに規定する事業所管大臣が定めるものは、同号イの規定により資金の貸付け（手形の割引を含む。次条において同じ。）を行う銀行等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。次条において同じ。）が株式会社商工組合中央金庫以外である場合にあつては、前項各号に掲げるものに加え、次に掲げるものとする。</p> <p>一 日本銀行</p> <p>二 次に掲げるもの</p> <p>イ 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第十三項第四号（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げるもの</p> <p>ロ 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十一条第十二項第四号に掲げるもの（イに掲げるものを除く。）</p> <p>ハ 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条第</p>	<p>（銀行等共済募集制限先に該当しない法人）</p> <p>第一条 中小企業等協同組合法施行規則（以下「規則」という。）第十五条第三項第一号イに規定する事業所管大臣が定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>（新設）</p>

十二項第四号に掲げるもの（イ及びロに掲げるものを除く。）

ニ 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第七條第十一項第五号に掲げるもの（イからハまでに掲げるものを除く。）

ホ 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三條第十二項第四号に掲げるもの（イからニまでに掲げるものを除く。）

ヘ 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第一條の十第十一項第五号に掲げるもの（イからホまでに掲げるものを除く。）

ト 水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第十條第十一項第五号に掲げるもの（イからハまでに掲げるものを除く。）

（特例地域金融機関が講ずべき措置）

第二條 規則第十五條第三項第三号に規定する事業所管大臣が定める措置は、次に掲げるもののいずれかとする。

一 銀行等の使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、当該業務において応接する事業者（当該銀行等が事業に必要な資金の貸付けを行っている者に限る。次号において同じ。）の関係者（当該事業者が常時使用する従業員及び当該事業者が法人である場合の当該事業者の役員をいう。次号において同じ。）を共済契約者又は被共済者とする共済契約

（特例地域金融機関が講ずべき措置）

第二條 規則第十五條第三項第三号に規定する事業所管大臣が定める措置は、次に掲げるもののいずれかとする。

一 銀行等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十五條第一項第一号に規定する銀行等をいう。次号において同じ。）の使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、当該業務において応接する事業者（当該銀行等が事業に必要な資金の貸付けを行っている者に限る。次号において同じ。）の関係者（当該事業者が常時使用する従業員及び当該事

(規則第十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げるものを除く。次号において同じ。)の締結の代理又は媒介を行わないことを確保するための措置

二 (略)

業者が法人である場合の当該事業者の役員をいう。次号において同じ。)を共済契約者又は被共済者とする共済契約(規則第十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げるものを除く。次号において同じ。)の締結の代理又は媒介を行わないことを確保するための措置

二 (略)